

【 派遣元 】
(法第23条第5項)

マージン率等の情報提供

①	派遣労働者の数	9名（1日平均）
②	派遣先の数	7社（実数）
③	マージン率	59.5%
	計算式	$(⑤ - ⑥) \div ⑤ \times 100$
④	教育訓練に関する事項	・ 社会人基礎教育
		・ セキュリティ・コンプライアンス教育
		・ 開発技術者訓練
		・ 営業職訓練
⑤	労働者派遣に関する料金額の平均	36,519（1日 8時間当たり換算）
⑥	派遣労働者の賃金の額の平均額	14,794（1日 8時間当たり換算）
⑦	その他参考となると認められる事項 (福利厚生関係等)	・ 社会保険(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)
		・ 福利厚生(アウトソーシング会社提供メニューの利用、定期健康診断)